

JVA REPORT

12

'11 DECEMBER
NO.149

MAIN REPORTS

- ビデオレンタル店実態調査結果
～月平均売上は3年ぶりに上昇ながら、店舗間に格差も～
- 2012年度重要会議・行事日程
- 文化庁に2つの意見書を提出

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

一般社団法人 **日本映像ソフト協会** 会報

〒104-0045 東京都中央区築地2丁目12番地10号(築地MFビル26号館3階)

電話:03-3542-4433 FAX:03-3542-2535 <http://www.jva-net.or.jp>

編集・発行 一般社団法人 日本映像ソフト協会

2011年12月6日発行



ビデオレンタル店実態調査結果	2
不競法と関税法の改正周知のため J V A ホームページにバナーをアップ	5
第 307、308 回定例理事会開催報告	6
2012 年度重要会議・行事日程	6
文化庁へ 2 つの意見書を提出	7
文藝家協会との覚書、イーライセンスとの覚書を締結	9
BB マルチメディア委員会報告	9
違法対策活動 9 月、10 月度	9
2012 年賀詞交歓会 開催のご案内	10
私的録画補償金分配申請社について	10
経済産業省からのお知らせ	10
不正商品対策協議会	11
CODA コンテンツ海外流通促進機構	11
NEXT 第 2 回「Netflix」	12
リレーエッセイ ⑨2	13
日誌に見る協会の動き	13
月間売上速報(9 月、10 月)	14

月平均レンタル総売上は3年ぶりに上昇ながら、店舗間に格差も

統計調査委員会（藤浦 昭委員長（株）ポニーキャニオン）は、本年6月に実施した第25回ビデオレンタル店実態調査の結果につき、10月17日（月）午後1時30分からJVA会議室において記者発表会を開催した。

本年の調査では、3年ぶりに月平均レンタル総売上が上昇したが、店舗間での格差が大きく表れ、前年の売上を上回ることができた店と前年の売上を大きく下まわり相変わらず厳しい状況が続いている店と、その経営状況に大きな差があることが表れた。

この調査結果の概要につき、本号と次号の2回に亘ってレポートする。

<調査実施概要>

調査対象	JVAレンタルシステム加盟のレンタルビデオ店 (ネットレンタル及び自動レンタル機器によるレンタルを除く)
調査時期	2011年6月
調査方法	郵送アンケート方式
調査対象期間	2010年6月～2011年5月の1年間
調査票送付数	3,829票
有効回答標本数	573票（有効回答率 15.0%）
集計分析	株式会社文化科学研究所
集計機関	株式会社ビデオリサーチ

<調査結果の概要>

●月平均レンタル総売上は 3年ぶりに上昇ながら、店舗間格差も。

ビデオレンタルの総売上金額は2008年の610.3万円をピークに2年連続で減少が続いていたが、本年度の調査では、DVDの月平均売上が111.5%と伸長したことにより、総売上金額も577.8万円となり107.7%と伸長した（図1）。

また、レンタル総売上の対前年比を見ると、100%以上を確保できた店舗の構成比は38.4%となり、極端に低下した前年の12.5%から大きく回復することとなった。ただし、80%未満の店舗は前年並の20.3%と高い割合となっており、売上が伸長した店舗も多数となった反面で相変わらず苦しい状況のままの店舗も多数あり、店舗間の格差が広がった様子が見て取れる（図2）。

図1.月平均レンタル総売上金額の推移

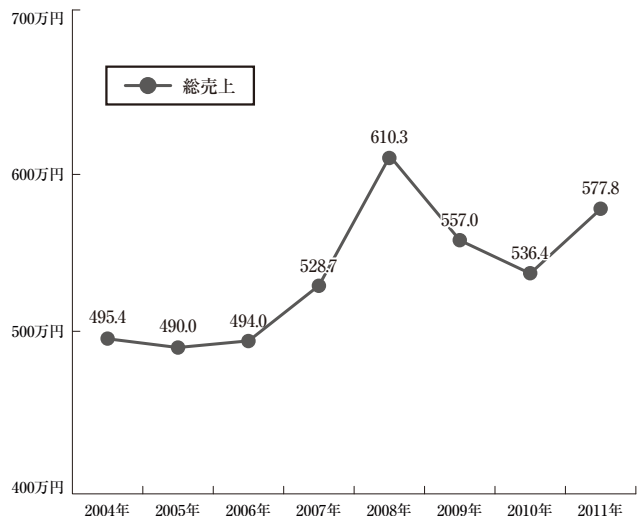
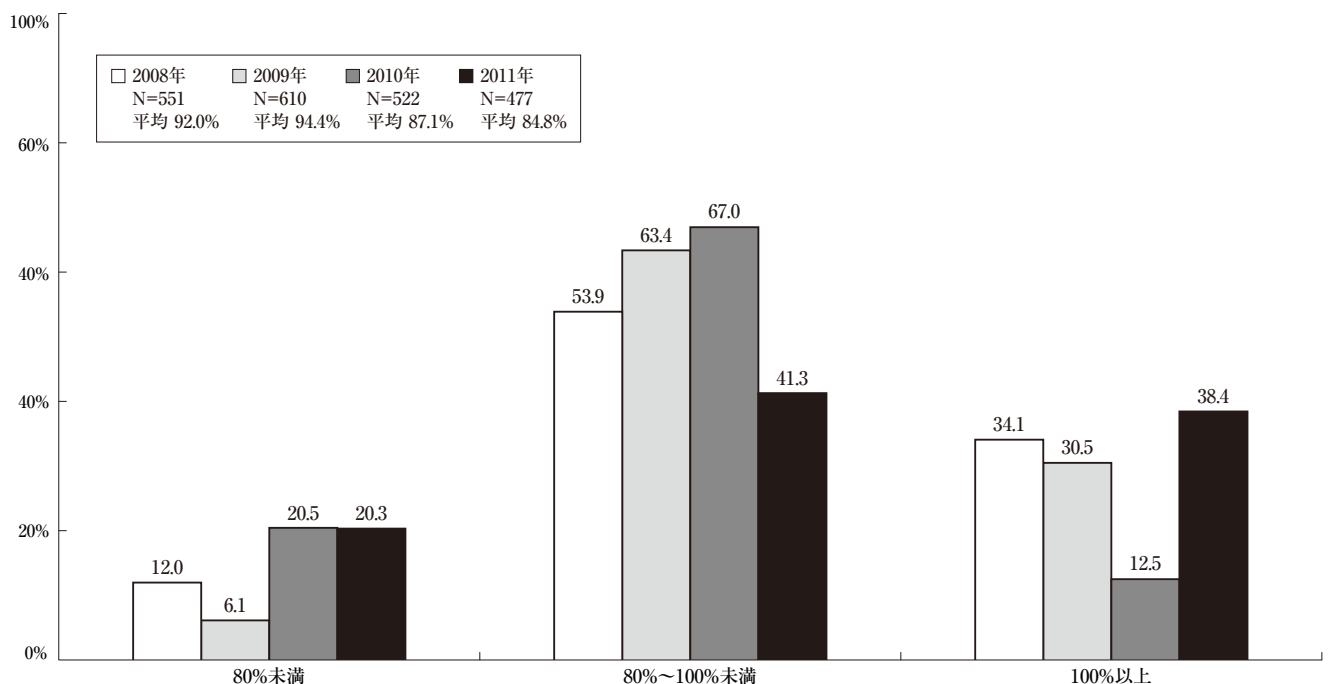


図2.総売上対前年比



ビデオレンタル店実態調査

●レンタル店の売上規模別の構造に変化。

月平均レンタル総売上規模別の店舗数構成を2008年当時と比較してみると、総売上800万円以上1000万円未満の店舗構成比が13.1%→11.4%、総売上1000万円以上の店舗では17.5%→12.7%と大幅に低下している。これに対して、総売上300～400万円未満、400～600万円未満、600万～800万円未満のいずれの規模で店舗数構成比が上昇、特に総売上400万円以上600万円未満規模の店舗

構成比は2008年16.7%に対し22.7%と上昇率は特に高い。加えて200万円未満の構成比は17.9%→14.0%へと減少している。本年の月平均レンタル総売上は2008年に次いで高い結果となったが、このようにその構成は、総売上が小額な店舗から高額な店舗までが同程度の構成要素であった2008年に比べ、中程度の総売上規模の店舗に集中するというレンタル店の売上規模別の構造が変化していることがわかる（図3）。

図3.月平均レンタル総売上金額の推移

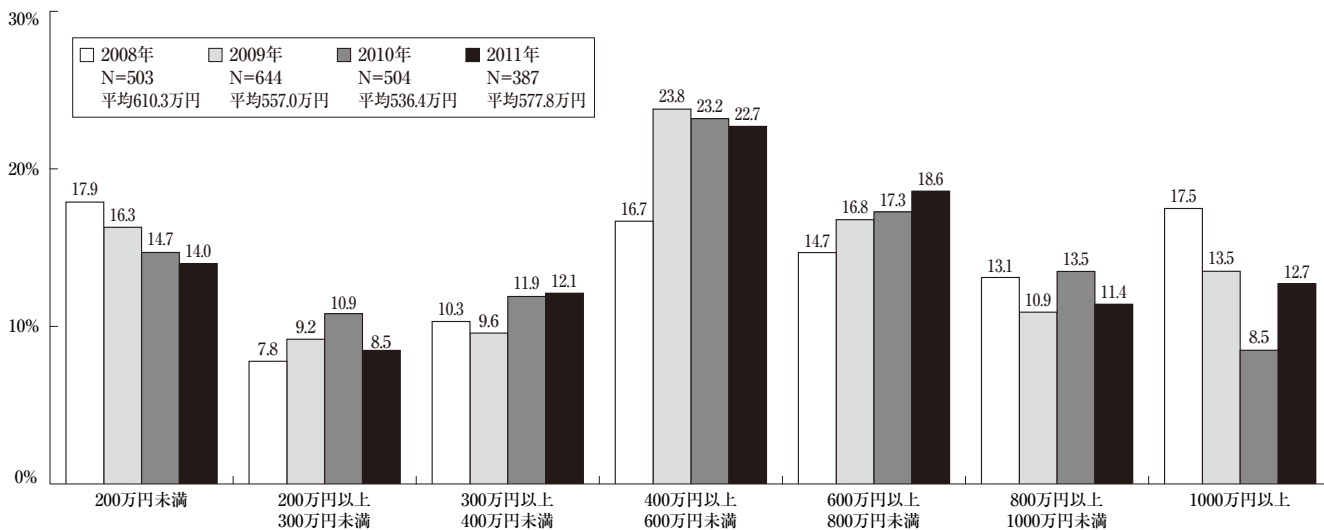


表1.各調査項目の平均値

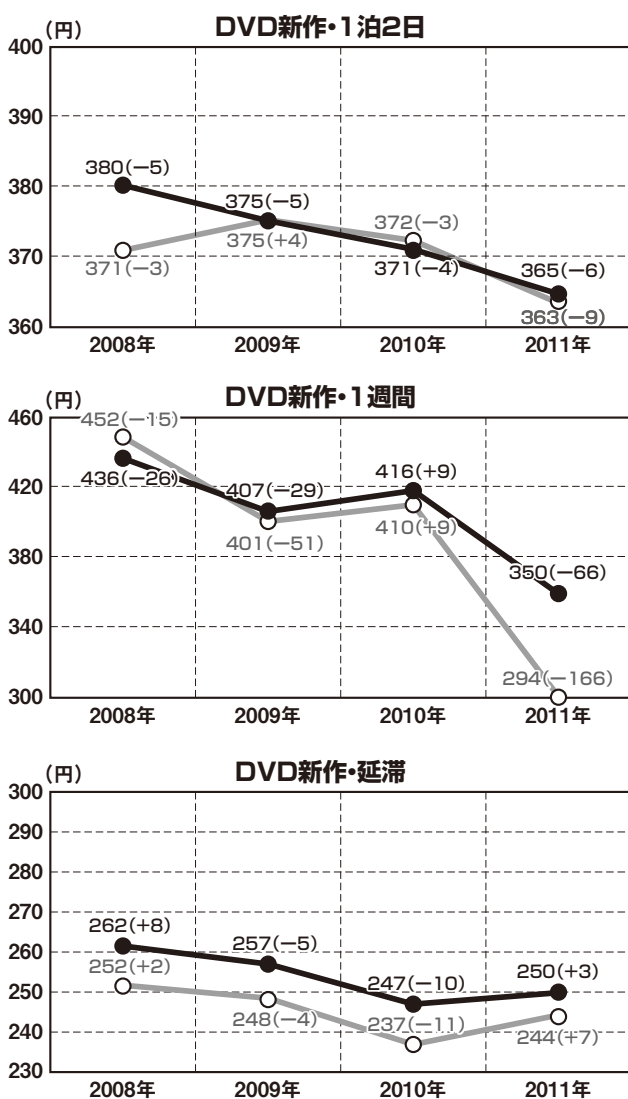
2011年()内は前年比									
ビデオレンタル 部門の 月平均売上	総売上	577.8万円(107.7%)							
	D/BD/V	DVD				BD		VHS	
		595.8万円(111.5%)				11.7万円(195.0%)		3.3万円(75.0%)	
レンタル実施率		99.7%				88.5%		46.8%	
売上対前年比別 店舗数構成比	80%未満	20.3%							
	80～100%	41.3%							
	100%以上	38.4%							
DVD・BD 平均レンタル料金 単位:円 ※斜体字は 前年比		DVD				BD			
		新作		旧作		新作		旧作	
	当日料金	305	－9	239	－7	304	－17	246	－8
	1泊2日料金	365	－6	271	－2	366	－10	267	－15
	2泊3日料金	435	－3	271	－19	437	－2	286	－13
	一週間料金	350	－66	230	－31	345	－77	227	－40
	延滞料金	250	3	239	3	250	3	238	－1
月平均貸出 枚数	枚数	DVD				BD			
		30,470枚(117.5%)				402枚(239.3%)			
月平均仕入 ※		DVD				BD			
	金額(万円)	264.7万円(107.8%)				9.2万円(191.7%)			
	枚数	1,178枚(159.2%)				34枚(155.0%)			
在庫	総在庫枚・本数	43,574枚・本(109.4%)							
	枚・本数	DVD				BD		VHS	
		43,001枚(108.9%)				774枚(233.8%)		2,243枚(105.0%)	
店舗面積	店舗総面積	254.0坪(100.0%)							
	レンタル部門面積	99.3坪(100.3%)							
会員数	総数	17,171人(129.5%)							
	男性	59.0%							
	女性	41.0%							

※ 本年度調査では仕入金額及び枚数の回答を、通常仕入とレベニューシェア方式仕入に分けて記入する方式としたため前年比較は参考値として掲載

●大きくレンタル料金を下げる大規模店。

レンタルDVDの貸出料金の低減傾向が止まらない。全体でみると新作、旧作ともにどの貸出日数においても料金は減少となった。中でも1週間レンタルの平均貸出料金は新作でも350円で前年比マイナス66円、(旧作は230円でマイナス31円)と大幅に下落した。この傾向はビデオレンタル面積が100坪以上の大規模店において最も顕著で、新作DVDの平均1週間料金が294円で前年比マイナス116円(旧作は204円でマイナス51円)と大幅に下落している。また、大規模店の1週間料金の平均は、新作・旧作ともに当日料金や1泊料金など他のレンタル料金と比べても安い料金となっている。競争の激しい大規模店において、最低レンタル料金を1週間に設定し価格を競い合っている結果が、こういった現象を引き起こす要因となっていると思われる。その反面、新作・旧作ともに延滞料金の平均は上昇している(図4)。

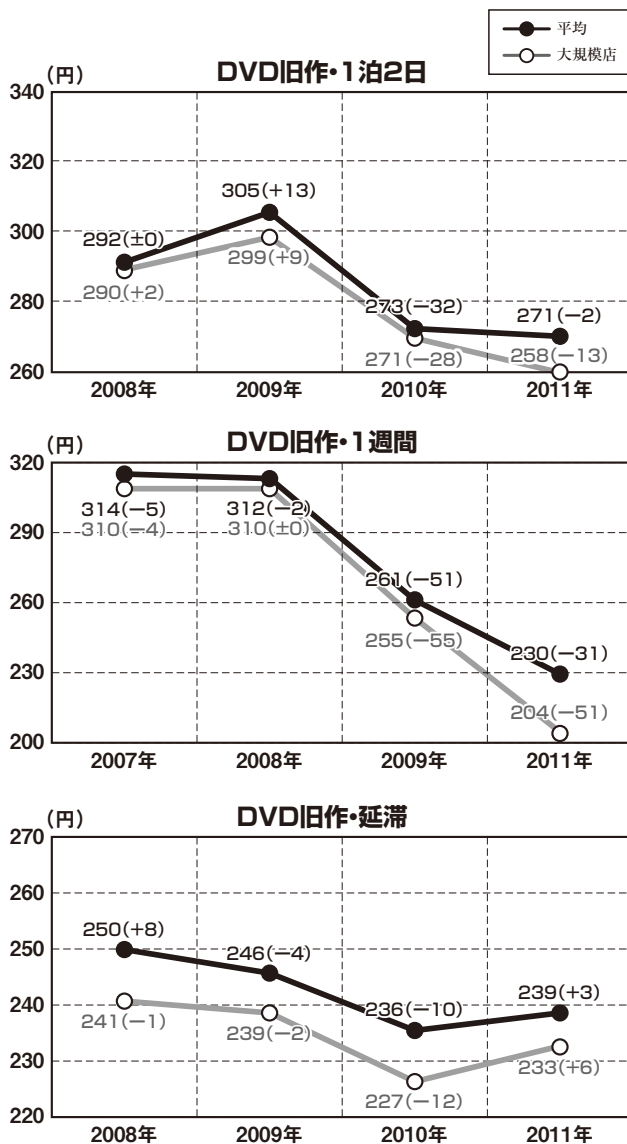
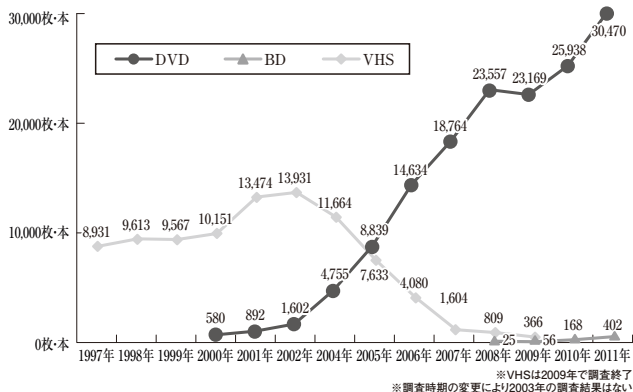
図4.平均DVDレンタル料金



●貸出枚数は大幅に上昇するも売上への影響は低い。

DVDの月平均貸出枚数は30,470枚で前年比117.5%と大幅に上昇し、前年からの上昇傾向は継続となった(図5)。ただし大規模店におけるレンタル料金の低価格化などが影響し、DVDの貸出枚数の増加率(117.5%)に売上の増加率(111.5%)がまだ追いついていない様子であり、薄利多売の現状が見てとれる(表1)。

図5.月平均DVD/BD/VHSレンタル 貸出枚本数の推移



●平均会員数が129.5%と大きく上昇。 女性比率が初の4割台へ。

会員数の平均は17,171人で前年比129.5%と非常に大きく伸長し、月平均貸出数量と同様にこちらも前年からの上昇傾向が継続している（図6）。また、会員の男女別構成では、女性比率の拡大が継続しており、初めて4割を超え41.0%となった（図7）。会員数の増大は、よりビデオレンタルがユーザにとって身近なレジャーとなっているという見方もできるが、過酷な生存競争で敗れた店の顧客が生き残った店舗の会員となったととらえることもできよう。

図6.会員数の推移

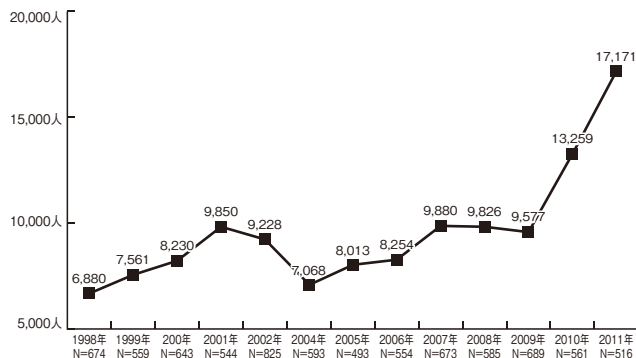


図7.会員性別区分推移

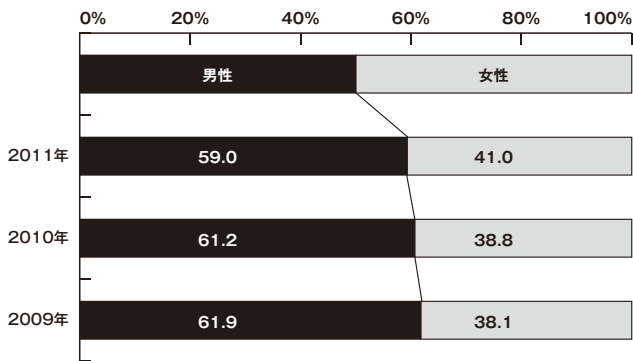
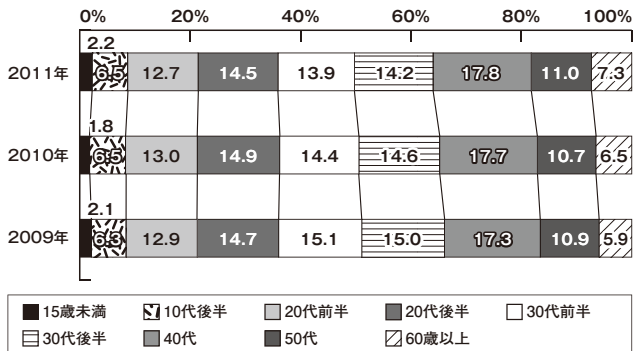


図6.会員の年齢区分



広報 PUBLIC RELATIONS

不競法と関税法の改正法周知のため J V A ホームページにバナーをアップ

12月1日より不正競争防止法と関税法の改正法が施行されることに伴い、当協会は、関係諸団体と連名で関係事業者団体やユーザー団体等に対し周知協力の要請文書を送付するなど広報活動をしているが（『JVA REPORT』No.148 6頁参照）、業界内のみならず、広く一般の方々への周知を図るため、J V A ホームページにバナーを設置し広報することとした。

トップページに右のようなバナーを設置し、特に、映像ソフトの著作権侵害行為に密接に関係する「『リッピングソフト』の提供行為に『罰則』が科される」ことを強調するデザインとしている。

今回の不競法と関税法の改正の概要は下表のとおりであり、バナーをクリックすることにより同様の趣旨を説明した画面にリンクさせている。

<不正競争防止法の改正の概要>

	改正前	改正後
規制対象となる装置などの要件の見直し	技術的制限手段を回避する機能「のみ」を有するプログラム、装置（当該装置を組み込んだ機器を含む）が対象。	技術的制限手段を回避する機能以外の機能を有していても、技術的制限手段の回避の用途に供するために提供その場合はその装置なども規制対象となる。
刑事罰の導入	技術的制限手段を回避するプログラム、装置を提供する行為に対して、損害賠償請求、差止請求の民事的措置のみ。	これまでの民事的措置に加え、技術的制限手段を回避するプログラム、装置の提供行為（譲渡、引き渡し、譲渡・引き渡しのための展示、輸出、輸入、当該機能を有するプログラムの電気通信回線を通じた提供）に対して刑事罰が導入される。罰金は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはそれらの併科。（法人は3億円以下の罰金）

<関税法の改正の概要>

今回の不正競争防止法改正を受けて、技術的制限手段を回避するプログラム、装置（不正競争防止法第2条第1項10号、11号に掲げる行為を組成する物品）についても、関税法上の輸出禁制品（第69条の2）及び輸入禁制品（第69条の11）に追加された。改正不正競争防止法の施行にあわせて施行される。



第 307、308 回定例理事会開催報告

第307回定例理事会は、10月4日（火）午後2時より協会会議室において開催された。

議事の要旨は次の通り。

第1号議案 2012年重要会議・行事日程の件…承認（下表参照）

第2号議案 2012年新年賀詞交歓会開催の件…承認

第3号議案 第24回東京国際映画祭／UNIJAPAN Entertainment Forum 焦点・中国の動画配信ビジネス—流通促進と権利保護—に対する後援名義使用承認の件…承認

第4号議案 「CDVJショップコンテスト2011」後援名義使用承認の件…承認

その他、報告事項は次の通り。

各部会報告について、ビデオレンタル店実態調査報告書について、2011年8月度ビデオソフト売上速報について、DVD・BDハード出荷実績について、不正商品対策協議会及びコンテンツ海外流通促進機構の概要について、

て、経産省からの調査票提出促進運動に関する広報依頼について、等。

第308回定例理事会は、11月1日（火）午後2時より協会会議室において開催された。

議事の要旨は次の通り。

第1号議案 「MIDEM/JAPAN STAND 2012」に対する後援名義使用承認の件…承認

第2号議案 「第2回ビデオ屋さん大賞」に対する後援名義使用申請の件…承認

第3号議案 「第16回ブロードバンド特別講演会」に対する共催名義使用申請の件…承認

その他、報告事項は次の通り。

各部会報告について、日中知的財産ワーキング・グループの開催について、2011年9月度ビデオソフト売上速報について、DVD・BDハード出荷実績について、東京都暴力団排除条例について（監事前田弁護士より）等。

2012 年度重要会議・行事日程

	理事会	総合連絡委員会	業務部会幹事会	その他
1月	休会	休会	1月26日(木) 16時30分	新年賀詞交歓会 1月6日(金) 11時30分～ アルカディア市ヶ谷
2月	2月7日(火) 14時	2月14日(火) 16時	2月23日(木) 16時	
3月	3月6日(火) 14時	3月13日(火) 16時	3月22日(木) 16時	
4月	4月3日(火) 14時	4月10日(火) 16時	4月26日(木) 16時	懇親ゴルフコンペ (予定)
5月	5月8日(火) 14時	5月15日(火) 16時	5月24日(木) 16時	
6月	6月11日(月) 総会終了後	6月12日(火) 16時	6月28日(木) 16時	総会 6月11日(月)14時
7月	7月3日(火) 16時30分	7月10日(火) 16時	休会	役員懇親会 (予定)
8月	休会	休会	8月23日(木) 16時	
9月	9月4日(火) 14時	9月11日(火) 16時	9月27日(木) 16時	役員懇親ゴルフコンペ (予定)
10月	10月2日(火) 14時	10月9日(火) 16時	10月25日(木) 16時	
11月	11月6日(火) 14時	11月13日(火) 16時	11月22日(木) 16時	
12月	12月4日(火) 14時	12月11日(火) 16時	休会	
1月	休会	休会		新年賀詞交歓会 1月9日(水) 11時30分～ アルカディア市ヶ谷

文化庁へ2つの意見書を提出

●著作権等管理事業法に関して意見書提出

10月7日、当協会は著作権管理事業法の見直しに関する文化庁の意見募集に対し、「利用者（団体）との協議の基盤の拡充を図り、適正な使用料を形成しうる基盤を強化することが必要」との意見を提出した。

従来、著作権の仲介業務は「著作権に関する仲介業務に関する法律」によって許可制とされていた。規制緩和の目的から2000（平成12）年にこれを登録制に改めた法律が著作権管理事業法である。

意見募集では、利用者団体等からは規制強化を求める意見が数多く出されており、11月9日に開催された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、「直ちに管理事業法を改正し対応すべきと考えられる事項は無かった。」との意見募集結果が報告された。

当協会の提出意見は以下のとおり。

「著作権等管理事業法に関連する規制への意見」

該当項目 ◆使用料規程の届出(第13条第1項前段および後段)

意見 「著作権法に関する仲介業務に関する法律」において認可制であった使用料規程は、13条1項において届出制に改められたが、「著作権審議会権利の集中管理小委員会報告書」によるとその狙いは管理事業者間の競争によって適正な使用料が形成されると考えられたからである（*1）。

更に、上記報告書は、次のように指摘している。（*2-1）

〔ア〕 許諾権である著作権が集団的に行使されると、一般的に著作権管理団体の立場は利用者より優位になりやすいこと

〔イ〕 著作物は嗜好性が強くて代替性が低く、しかも一任型の権利委託の場合には事実上同一の著作物の著作権（支分権）を複数の管理団体が管理することはないので、アの状況はさらに強まること（出版物やレコードに複製されている文書、音楽など、放送番組や映画に利用されている原作、脚本、音楽などの二次利用の場合については、代替性が全くない）

〔ウ〕 使用料には原価という概念が成り立たず、一般の商品のように原価に適正利潤を上乗せするなどのように客観的な使用料決定基準がないので、著作権管理団体の恣意的な使用料設定がおこるおそれがあること

このように、上記報告書は著作権使用料は競争原理になじまない面があることを踏まえた上、このような著作物の特性のため、「優越的な地位にある著作権管理団体に対抗するには利用者側にとって利用者団体による協議が唯一の方法であること、原価がないなど客観的基準に欠ける使用料の設定にあっては、利用者団体との交渉を通じて著作物の利用に関する業界の実状や商品やサービスの経費構成などを説明した上でどの程度の負担であれば当該業界として容認することができるかを定める必要があること」（*2-2）等を指摘するとともに、「届出制のもとで複数の著作権管理団体がこの分野で競争状態を作り出す基盤を整えると同時に、著作権管理団体と利用者団体との協議により使用料の設定を可能にする制度を法律上可能にすることが、使用料の高騰から利用者を保護し適正な使用料を設定する仕組みを整えるために不可欠であると考える。」（*2-3）とまとめている。

しかしながら、著作権管理事業法制定後10年近くを経過した現在でも上記〔ア〕から〔ウ〕に関しては以下の通りの状況であると言わざるを得ない。

〔ア〕に関しては、指定管理事業者が同種の著作物の大半を管理している状況にあり、著作権管理団体の立場が強力であるという状況に変化はない。

また、原作、脚本、音楽の著作物について同一の著作物を複数の管理事業者が管理している状態ではなく、代替性のない著作物を一の管理事業者が管理している状況にも変化はなく上記〔イ〕についても何ら変化はない。

管理事業者数は36事業者（本年10月3日現在）程度に留まり、同種の著作物を管理する事業者の数はごく少数であり、しかも指定管理事業者が同種の著作物の大半を管理している状況にあっては競争状態が作り出された状況とは程遠い。このような状況化では〔ウ〕の著作権管理団体の恣意的な使用料設定がおこるおそれはまったく減殺されていないといわなければならない。

当協会は、「著作権審議会権利の集中管理小委員会専門部会中間まとめ」に対する意見において、上記報告書の指摘と同様、著作物には競争の原理が働かないとの認識から競争原理が働くことを前提とした規制緩和に反対してきた（*3）。競争原理が働く基盤が形成されていない現状で課題を解決し、当初の目的である適正な使用料

を設定する仕組みを整えるためには、利用者（団体）との協議の基盤の拡充を図り、適正な使用料を形成しうる基盤を強化することが必要であると考え。

そのような観点から以下の措置が講ぜられることを要望する。以下は、必ずしも意見募集の対象とされている著作権等管理事業法に関連する規制（８項目）と一致しない項目もあるが、管理事業法に関する意見を述べることでできる貴重な機会でもあり、届出制による使用料規程の適正を担保する不可分の事項であることから、追加的に要望する。

1. 利用者又は利用者団体からの意見聴取は、利用者の要望を使用料規程に反映する重要かつ唯一の場である。現在の努力義務では意見聴取によって使用料規

程の適正さを保障するには不十分であり、意見聴取の実効性が保障される環境を整備する必要がある。

2. 利用者団体からの意見聴取時期について、意見を述べるに十分な期間を法定するなど、利用者が十分に使用料規程の適正さを吟味して意見聴取に応じられるしくみへの見直しをご検討いただきたい。
3. 施行規則第13条第1号に基づき使用料規程の細則を定めた場合には、これを公表することを義務づけることを要望する。また、関連して管理委託契約約款の公表にあたっては、一任型、非一任型の区別、管理権限の有無を明瞭に表示することを要望する。
4. 紛争の解決の実をあげるため、裁定制度の拡充を図る必要があると思われる。

以上

●『「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめ』に関して意見書提出

10月14日、当協会は文化庁の『「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめ』（電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議）（以下「本まとめ」という。）に関する意見募集に対し、映画の著作物は自動公衆送信権制限対象としないこと、一般社団法人等の設置する図書館に関する著作権法上の位置づけを見直すこと、を求める2つの意見を提出した。

「本まとめ」は、国立国会図書館のデジタル化資料について、公立図書館等への送信サービスを行うこと等を内容とし、自動公衆送信権の制限を提言している。

ここでの検討対象は「電子書籍」であるから、映像コンテンツまで権利制限の対象とすることは考えていないと思われる。しかし、平成21年の著作権法改正では、国立国会図書館による所蔵資料デジタル化について権利制限する著作権法31条2項が追加されたが、この法改正は書籍についての検討の場での検討結果に基づき、映像コンテンツを含む権利制限規定が設けられた前例がある。

そのため、「本まとめ」で権利制限が提言されている自動公衆送信権の対象となる著作物には映画の著作物も含まれることから、新たな権利制限規定が映画の著作物を対象としないよう求める意見を提出した。

映画の著作物を除外すべき理由は以下のとおりである。

1. 映画の著作物は「本まとめ」の検討対象になっていない。
2. 公立図書館等への送信サービスは、図書館間の資料の相互貸借の代替手段と位置づけられているが、国立国会図書館は映画の著作物を貸与するには著作権者の許諾を必要とする。
3. 国立国会図書館の規則では、映像資料を貸出ししない資料としている（国立国会図書館資料利用規則45条2号、19条1項、国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則3条1号）。
4. 当協会は、国立国会図書館より平成20年12月2日付文書で「デジタル化資料」の利用に関し、「館外への提供を可能とする権利制限を要望している事実も一切ございません。」との説明を受けている。

また、一般社団法人等の著作物の利用に関し著作権を制限するべきかどうか慎重に検討することを求めるとともに、併せて、法人制度改革によって著作権制限規定の適用を受ける施設が一般社団法人等に拡大されたことについての見直しを求める意見を提出した。

一般社団法人等は、主務官庁の許可によって設立されその監督を受ける従来の民法34条の法人とは異なる法人だからである。

以上

文藝家協会との覚書、 イーライセンスとの覚書を締結

●複製使用料の前払金廃止を合意

当協会は、日本文藝家協会との間で原作の複製使用料に関する前払金を廃止する覚書を9月6日付で締結した。

映画のビデオ化に関する原作の複製使用料は、昭和58年より、定められた金額の前払金を支払うことになっていた。当協会は、かねてより前払金の廃止を求めてきたが、これまで日本文藝家協会の同意がえられなかった。

本年3月より同協会と改めて協議を行い、前払金が実情に合わなくなっている状況を説明してきたところ、9月に入り、同協会から前払金をなくすことを了解する旨の回答があり、懸案の課題が解決をみるに至った。

●イーライセンスと覚書を締結

当協会は、音楽著作権管理事業者である株式会社イーライセンスとの間で同社の管理楽曲をビデオグラムに複製頒布することについて、10月1日付で覚書を締結した。

イーライセンスとの間で使用料の定めがなかったレンタル商品が現れてきたため、2009年9月より使用料についての協議を開始、本年5月に合意に達し、市販用、レンタル用、業務用を含む覚書案も5月に固まっていた。

その後、レンタル用ビデオグラムや業務用ビデオグラム等の実務上の運用の課題とイーライセンス側のシステム変更等の準備が整ったことから、覚書の締結となった。

BBマルチメディア委員会報告

10月20日に大日本印刷（株）C&I事業部メディア・コンテンツ本部ソリューション企画開発室の高橋宏之氏をお招きし、「ソーシャルメディア コミュニケーションデザイン」に関する説明会を開催した。

まず、国内最大のソーシャルメディアのmixiを始め、日本でも徐々に利用者が増えているFacebookやTwitter、Google+も含めた各サービスの特徴など、基本的な情報の整理を行なった。

ソーシャルメディアの特徴は、これまでのメディアが瞬間的に情報を提供し、商品の購買意欲を喚起したのに対し、じっくりと商品やブランドのファンを育て、ファンと一緒にコミュニケーションをはかることで、商品やブランドを盛上げていく。そのコミュニケーションの様子を見聞きして、更にファンを増やしていくという長期戦略に向いていることを、大日本印刷が提供する実際のサービス例を交えながら説明をいただいた。

これまでのウェブが、どちらかというと静的な情報であったのに対し、Facebookは、その場で利用者の声をアンケート調査することができるなど、リアルタイムに、直接利用者の反応を知ることができるといった特色を詳細にわたり説明をいただいた。

違法対策活動

ANTI-PIRACY

関西地区レンタル店啓発キャンペーンを実施

9月度、10月度は、北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県、東京都、富山県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、広島県、佐賀県、長崎県のビデオレンタル店283店の調査・折衝を実施した。廃業等の204店を除き実質的に営業していた79店のうち、セル用商品のレンタル転用が26件、海賊版所持が1件の違法行為が確認された。違法行為の確認率は34%だった。

9月7日には、関西地区連絡協議会のメンバーと共に大阪府の7店に対する調査・啓発キャンペーンを実

施した。その結果、海賊版を所持している店舗が1店（海賊版DVD11枚）、セル用のレンタル転用が4件確認された。

調査状況一覧表

調査地区	内 訳			海賊版・サンプル版頒布所持			セル商品の レンタル転用
	許諾店	無許諾	廃業等	所持店	確認数	回収数	
北海道	8		33				2
青森県	1						1
秋田県	6	3	5				5
岩手県	5		8				2
宮城県	1						1
福島県	1		1				
東京都	13		103				1
富山県		1					1
京都府	1						
大阪府	7	1		1	11	11	5
奈良県		2					2
兵庫県	13	1	15				2
広島県	3		13				
佐賀県	1						1
長崎県	10	1	26				3
合 計	70	9	204	1	11	11	26

2011年9月、10月実績

調査店	283店
営業店数	79店
違法行為	海賊版所持 1件
確認件数	セル用商品のレンタル転用 26件
海賊版確認数	DVD11枚
刑事告訴事件数	3件
警察による海賊版押収本数	DVD約100枚
違法行為確認率	34%

2012年JVA新年賀詞交歓会 開催のご案内

毎年恒例のJVA賀詞交歓会を下の要領により開催いたします。会員社の皆様をはじめ、業界関連事業、関係官庁、関係団体等の皆様にお集まりいただき、新年の門出を祝いたいと存じます。皆様、お誘い合わせの上、ご参加ください。

日 時 2012年1月6日(金) 午前11時30分～

場 所 アルカディア市ヶ谷(私学会館)
東京都千代田区九段北4-2-25

TEL 03-3261-9921(代)

URL <http://www.arcadia-jp.org/>

会 費 お一人様 壹万円

なお、会員社の皆様へは総合連絡委員の方を窓口としてご案内している他、同様に関係官庁、関係団体、マスコミ等の皆様へもご案内状をお送りさせていただいております。ご参加のお申し込み期日は12月2日(金)までとしておりますが、まだお申し込みがお済でない方がありましたら、管理部伊藤までご連絡くださいますようお願い申し上げます。(JVA事務局 電話03-3542-4433)

私的録画補償金 分配申請社について

来年2012年1月末に協会より分配される予定の私的録画補償金についての申請は、2011年9月末で締め切れ、9社からの申請を受理した。今期の対象放送期間は2010年下期(2010年10月～2011年3月末)であり、この対象放送期間に当協会の正会員の資格を有し、対象著作物(映像作品)の権利者で他の該当申請団体がない(重複しない)権利者からの申請となっている。今期の申請社は以下の9社。

＜今期の申請受理社＞

ギャガ(株)

キングレコード(株)

(株)第一興商

TCエンタテインメント(株)

東映ビデオ(株)

東宝東和(株)

日活(株)

バンダイビジュアル(株)

(株)ポニーキャニオン

お願い

経済産業省からのお知らせ

平成23年度調査票提出促進運動について

経済産業省大臣官房調査統計グループ

経済産業省大臣官房調査統計グループが実施する各種統計調査につきましては、平素より御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

皆様より提出された調査票は、当グループにおいて集計・加工・分析をした上で公表され、国・地方公共団体の行政施策の基礎資料、商工鉅業における企業経営資料として、さらには諸研究のための貴重なデータとして広く利用されております。また、社会経済の急激な変化や国民生活の多様化などに伴い、経済活動の現状を正しく見極める指標として、統計の果たす役割は一層重要性を増しております。

このため経済産業省では、皆様の統計調査へのご協力をいただくことを目的に、常日頃より調査内容の見直し等を行うなどして御報告いただく方々の負担軽減を図りながら、公共財として必要となるデータを公的統計として信頼性高く、早期に公表するこ

とに努めているところです。

こうした統計調査実施事業の成果をより高めるため、記入者の皆様に更なる御理解と御協力を賜うことを目的として、例年より「統計の日」(10月18日)を中心として「調査票提出促進運動」を実施しております。

公的統計の結果データが信頼性高く、早期に公表されるためには、何より皆様から正確な調査票を所定の期日までに御報告いただける事が重要かつ不可欠です。

ご多用な中、大変に恐縮ではありますが、引き続き皆様の御理解を賜り、当省が実施する統計調査の調査票による調査内容の報告につきまして御協力いただけますようお願い申し上げます。

本運動の詳細につきましては、当省のHPにて趣旨等をご紹介しますので、併せて御参照ください。

<http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/topics/sokushin/index.html>

『ほんと? ホント! フェアin大阪』盛大に開催

不正商品対策協議会では、11月19日（土）・20日（日）に、「許さない! 偽ブランド・海賊版・違法ダウンロード」をテーマに、『ほんと? ホント! フェアin大阪』を、あべのキューズモール3Fスカイコート（大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目6番1号）において開催した（後援：知的財産戦略本部、警察庁、総務省、外務省、財務省、文化庁、経済産業省、大阪府警察本部）。

今回で25回目を迎える「ほんと? ホント! フェア」は、インターネットを悪用した違法ダウンロードなどの著作権侵害と、海賊版・偽ブランド品等の不正商品の撲滅を目的として、一般の方々に広く、知的財産の保護や不正商品に対する認知・理解を深めていただき、ホンモノとニセモノの見分け方を学んでいただける機会として、全国各地において年に1回開催しているものである。

今回は、女優や歌手としても活躍する川島海荷さんをキャンペーン隊長に、ハーフタレントのユージさんを副

隊長に任命し、さらにキャンペーン応援隊として「9nine（ナイン）」を迎えて、知的財産〇×クイズ大会等を実施するなどして、若年層を中心に知的財産を保護することの大切さについて理解を求めた。「ミニライブ」などのステージイベント、「ホンモノ・ニセモノ比較展示」や「ホンモノはどっち? クイズラリー」など、参加型のイベントで会場は大いに賑っていた。



CODA

コンテンツ海外流通促進機構

香港税関、「CJマーク」の商標権侵害により 海賊版業者を摘発(10月)

CODA事務局

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）が実施している侵害対策事業は、中国本土、香港、台湾などの東アジアを対象地域としており、侵害類型も、露天商や業者による海賊版（フィジカル・パイレーツ）の製造・頒布や、インターネットにおける違法アップロードなど多岐に渡る。昨今は、その被害規模や即時性、影響が直接日本にも及ぶことなどからオンラインでの侵害行為が目撃を集めているが、現在も海賊版の製造・頒布は脈々と行われている。

CODAでは、フィジカル・パイレーツへの対応として、会員企業が一致団結して権利行使する「共同エンフォースメント」を2005年より実施している。現地では、CODAと提携するMPA（米国映画協会）のランチが捜査機関による摘発をサポートしており、大きな成果を上げている。この活動は、会員企業の有する著作権に基づく権利行使として行われているが、これを補完する形で、CODAが商標権を有する「CJマーク」を活用した摘発も、並行して実施されている。

会員企業には、正規品コンテンツのパッケージや映像内に「CJマーク」を印刷・表示してもらう。このコンテンツが無断で複製等された場合、「CJマーク」もそのま

まコピーされていれば商標権侵害が成立し、CODAによる権利行使が可能となる。また意図的に切除して海賊版等が作られた場合には、正規品との見分けポイントとしての意味を持つ。商標権侵害による摘発の場合、商標権者であるCODAが現地に赴き、海賊版に無断利用されていることを宣誓すれば手続きは終わる。著作権侵害の場合と比べ、非常に簡便だ。

これまでに「CJマーク」の商標権侵害による摘発は3度実施されている。すべて香港税関によるもので、最初は2008年。今年になり3月と10月に、海賊版販売店の数店舗が摘発された。

10月の摘発では、香港税関が海賊版販売店5店舗より押収した「CJマーク」の商標権侵害疑義物品について、CODA事務局が現地を訪問して検品を実施し、30タイトル・93枚の日本のアニメ・映画等の海賊版DVDについて、これらが「CJマーク」を無断転載したものである旨の宣誓供述書を作成して対応した。

今後は、CJマークを利用いただく企業を増やすとともに、摘発地域や回数も、現地に働きかけて拡充していきたい。CODAでは、このような方法も駆使して、「古くて新しい」海賊版問題への対処を進めていく。

第2回 「Netflix」

前回のHuluに続き、今回は、最近何かと話題の多いNetflixについて解説します。

【Netflixの概要】

Netflixは、1997年にオンラインDVDレンタルビジネスを開始、1999年に現在の形となる月額定額制のサブスクリプションサービスを開始しました。このサービスの開始により最初の1年間だけで23.9万人の会員を獲得し、今日の成功の一步を踏み出しました。

そして、2007年にはPC向けのインターネット・ストリーミングサービス「Watch Instantly」を開始、映画やテレビ番組9万作品以上を追加料金なしに提供しました。その後、Xbox360やPS3、Blu-rayプレーヤーなどを利用してテレビでも直接視聴できるようにしています。さらにiPhone、iPad、Android端末でも利用できるようになり、今日のNetflixのサービスが完成しています。

【Netflixの現状】

業績の面では、2011年9月末までの第3四半期の総売上は、前年同期比44%増の7億9900万ドル、経常利益は同68%増の2億1900万ドル、営業利益は同67%増の1億2000万ドルとなっています。営業利益は前期を下回ったものの総売上、経常利益ともに過去最高を記録しています。一方、会員数は、2011年9月末時点で米国内で2,379万人、前年同期比42%増と一見順調な成長のようですが、前期比では81万の会員減となりました。

初の会員減となった理由は、7月に発表された会員/会費制度の変更にあると考えられます。これまで月額9.99ドルでWatch InstantlyとDVDレンタルが利用できましたが、9月1日からこれをそれぞれ月額7.99ドルにすると発表されました。従来通り両方のサービスを利用するには月額15.98ドル必要で、約60%の値上げとなります。この発表により会員から非難が噴出しました。そこでReed Hastings CEOは、会員に混乱を招いたことを謝罪し、今回の会費の改定は事業戦略の見直しによるもので、今後Watch InstantlyをNetflixが引き継ぎ、DVDレンタル事業は新会社のQwiksterを設立して分離すると説明を加えました。しかし、これでは両方のサービスを利用する場合は、NetflixとQwiksterとで会員情報やクレジットカードの登録などを二重に行う必要があり、サービス利用時にも2つのサイトを使い分けることとなるため、批判は更に高まってしまったのです。結果的にはQwiksterの設立を中止し、最初の発表通り、会費を値上げし、DVDレンタルとWatch InstantlyをNetflixが提供することとなりました。

【今後の課題】

それでは、なぜNetflixは、Watch InstantlyとDVDレンタルを分離しようとしたのでしょうか。

Netflixの会員数は大幅に増加してきたものの、一人当たりの平均月間会費収入は減少を続けていました。Watch Instantlyを開始する前の2006年末は15.87ドルでしたが、会費改定を発表した今年7月末は11.49ドルまで落ち込んでいました。このため会費収入の改善が急務だったと考えられます。

また、NetflixにとってDVDレンタルは高コストのサービスになっているようです。コンサルティング会社Piper Jeffreyのアナリストは、Watch Instantlyは1作品あたりの配信コストが5～10セントなのに対し、DVD1枚のレンタルコストは75セントと推計しています。加えて、NetflixのDVDの配送は、全米に約50の配送拠点を持ち、自社で配達区域ごとに分別する代わりに郵送料の大幅な割引を郵便サービスのU.S.Postalから得ているようです。ところが、このU.S.Postalが、債務不履行目前で優遇措置が継続して得られるかわからない状態となっています。Watch Instantlyの会費は固定ですので、コスト高となるDVDレンタルをいつまで継続するのかは重大な問題となっているのです。

また、好調に推移しているWatch Instantlyのサービスにも課題がないわけではありません。Watch Instantlyは、その好調さゆえに映画・テレビ会社からのライセンス料金の値上げ要求をもたらしめています。2010年のWatch Instantly向けのライセンス獲得費用は4億600万ドルでしたが、今年は9月末までに既に13億4400万ドルを費やしており、ライセンス料金の高騰は今後ますます大きな課題となりそうです。

更に、Netflixでは高負担となる膨大なデータサーバを2010年からAmazonのAmazon Web Serviceに委ねて低コスト化と柔軟性を獲得しています。そしてCDN（コンテンツデリバリーネットワーク）は、LimelightとLevel 3の2社を併用することで競わせていました。昨年初めLevel 3からAkamaiに変更、今年、再びAkamaiからLevel 3に戻っていますが、この時にも多くのディスカウントを引き出したとされていますが、こういったコスト削減方法にも限界があると思われます。

また、インターネットのデータ通信量を調査しているSandvineによれば、米国の有線ネットワークの下りデータ通信量に占めるNetflixの割合は、ピーク時に32.7%にもなるとのこと。これまでもデータ通信量増大による設備投資コストを、その要因となる配信サービス事業者にも負担させるべきだと、インターネットサービスプロバイダは主張していますが、この要求は今後いっそう高まることも予想されます。これも、今後の課題の一つと考えられます。 （※文中の意見、見解は執筆者個人のものです。）



東宝(株) 安武美弥氏からのご紹介

●加茂 克也 氏(株)角川書店 映像事業局 局次長 ビデオ事業部 部長(兼務))

「サッカーと私」

女子ワールドカップ優勝、男子アジアカップ優勝、ヨーロッパに多数日本選手移籍と活気づく日本サッカーですが、30年ほど前に私が2軍選手として所属していた某クラブにまつわることを中心に述べたいと思います。

私自身、高校を卒業後、大学に通いながら日本リーグに所属できるチームであるその某クラブにテストを受け、入ることができました。4年後、クビになりましたが……。 (Jリーグ創成期には無敵を誇った現在J2リーグに属している前身であるクラブです。)

さて、自分のことはさて置き、このクラブに入ったときの衝撃を語りたいと思います。

まず、信じられないかもしれませんが今の選手より技術レベルが上だと言うことです！もちろん当時のスピード、戦術、環境、トレーニング、データ分析力は今に比べれば雲泥の差がありますが、サッカーに必要な創造力を生かす技術はこのチームの選手たちが上だと確信しています。すでに35年前にボールポゼッション(ボール支配率)を標榜し、ダイレクトパスで直線的にゴールを目指す。サイド攻撃など関係なし、50センチのスペースさえあればがんがん中央でパス回しと、当時のサッカーファンを魅了するサッカーをするクラブでした。当時の練習メニューは現在、バルセロナが練習メニューで一番長い時間を費やし、もっとも力を入れている練習がメインになっていました。そのようなことでしたから、今では考えられないことに、日本代表合宿に行くと下手になるから代表を辞退する選手がいました。故に当時の名門社会人チーム(丸の内御三家と呼ばれていた)から生意気だということ、敵対心丸出しで嫌われていました。

今のように育成システムがしっかりしていないかわ

りに、練習終了後はクラブの小学生から高校生はその選手たちと一緒に遊びながら練習していました。優秀なブラジル人が持ち込んだ練習とは、今で言うフットサルにストリートサッカーを混ぜたものがベースです。因みにロナウジーニョがよく使うフェイント「エラシコ」を発明したのはセルジオ越後です。(ブラジルでも知られています。)

ところで当時日本で一番強いチームは「在日朝鮮蹴球団」。残念ながら、いろいろと複雑な理由で日本リーグに参加が認められませんでした。現在は「FCコリア」として地域リーグに加盟しています。チームはというと1966年のワールドカップ8強という流れを汲み、アジア最強だったころの北朝鮮代表3人(もちろん在日の方々)を擁し、パワー、正確なキック、スピード、精神力で本当に強かった！公式戦は参加できませんでした。個人的にはベンチから選手としてではなく、一観客としてレベルの高いゲームにワクワクして見た記憶が鮮明に残っています。

自分はというと体力的にはすぐになれましたが、サッカーの感覚は最初の一年、サッカーどころで鳴らした技術もまったく通用せず、自信喪失な日々でした。

しかし、今サッカーをプレーするより、分析することが楽しい私にとって、あの経験が元になっていることの幸せを感じています。

もし、今の環境をあのチームに与えたら、同じように100年に一人でるかでない釜本(今でも世界でも最高レベルのセンターフォワードだと疑っていません!)に与えたらどんなことになっていたんだろうと……。時代が戻るならあのクラブでもう一度プレーしたい！

▼日誌に見る協会の動き

[10月]

- 4日 第307回定例理事会
- 5日 マーケティング委員会
- 6日 ACA企画広報部会
- 7日 映団連会議参加
- 11日 総合連絡委員会
- 14日 マーケティング委員会ゴルフ会
- 17日 レンタル店実態調査記者発表
- 20日 著作権部会

BBマルチメディア委員会

- 21日 業務使用対策委員会
- 27日 業務部会幹事会

[11月]

- 1日 第308回定例理事会
- 7日 関西地区連絡協議会
- 8日 総合連絡委員会
- 9日 マーケティング委員会

11日 ACA広報会議

- ACA企画広報部会
- 15日 中部地区連絡協議会総会
- 17日 著作権部会
- 18日 東北地区連絡協議会総会
- 19日 ACAホントほんとフェアin大阪(～20日)
- 24日 業務部会幹事会
- 30日 統計調査委員会

統計

2011年9月度

(金額：百万円 数量：千枚)

	9 月 実 績								売上金額の増減社数	1 月 ～ 9 月 の 累 計							
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比		金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	7,821	52.9%	65.6%	2,592	52.8%	78.8%	568	92.2%	増 減 11社 19社 その他 0社	89,253	60.8%	89.6%	28,702	57.7%	86.4%	3,976	82.4%
レンタル店用	6,885	46.6%	88.2%	2,298	46.8%	78.3%	558	109.6%		56,584	38.6%	97.8%	20,612	41.4%	102.3%	4,735	105.4%
業務用	81	0.5%	64.3%	19	0.4%	41.9%	36	450.0%		912	0.6%	107.2%	422	0.8%	90.2%	147	186.1%
DVDビデオ	14,787	72.4%	74.5%	4,909	81.9%	78.3%	1,162	102.6%	増 減 16社 10社 その他 4社	146,749	78.4%	92.7%	49,736	84.5%	92.3%	8,858	94.3%
販売用	5,383	95.3%	148.7%	955	88.2%	124.8%	169	103.0%		38,536	95.2%	135.0%	8,173	89.5%	118.5%	1,338	116.4%
レンタル店用	267	4.7%	112.7%	128	11.8%	103.9%	78	325.0%		1,901	4.7%	140.9%	948	10.4%	103.2%	508	282.2%
業務用	1	0.0%	50.0%	0	0.0%	103.8%	2	ERR		28	0.1%	54.9%	12	0.1%	100.9%	2	ERR
ブルーレイ	5,651	27.6%	146.4%	1,083	18.1%	121.9%	249	132.4%		40,465	21.6%	135.2%	9,134	15.5%	116.6%	1,848	139.1%
合 計	20,438	100.0%	86.2%	5,992	100.0%	83.7%	1,411	106.8%		187,214	100.0%	99.4%	58,870	100.0%	95.4%	10,706	99.8%

◎今月の売上報告社数……31社（※前年同月の報告社数31社） 無回答社……1社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
 ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。
 ◎累計値には、1月～6月の数値として、2011年上半年調査の数字（統計調査報告書Vol.72）を用いている。
 ◎7月調査からUMDを調査の対象外としている。そのため、ビデオソフトの総売上についての前年同月比、前年同期比の算出の際には、当該期のUMDの実績を除いた数値を用いている。

2011年10月度

(金額：百万円 数量：千枚)

	10 月 実 績								売上金額の増減社数	1 月 ～ 10 月 の 累 計							
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比		金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	8,135	55.5%	96.9%	2,506	52.2%	93.7%	415	84.0%	増 減 15社 15社 その他 1社	97,388	60.3%	90.2%	31,209	57.2%	86.9%	4,391	82.5%
レンタル店用	6,461	44.0%	104.9%	2,267	47.2%	79.5%	518	92.3%		63,045	39.1%	98.5%	22,879	41.9%	99.4%	5,253	104.0%
業務用	72	0.5%	144.0%	32	0.7%	38.4%	44	4400.0%		984	0.6%	109.2%	454	0.8%	82.5%	191	238.8%
DVDビデオ	14,668	73.7%	100.4%	4,805	77.7%	85.7%	977	92.5%	増 減 16社 10社 その他 4社	161,417	77.9%	93.3%	54,541	83.8%	91.7%	9,835	94.1%
販売用	4,899	93.7%	119.2%	1,315	95.2%	129.6%	131	94.2%		43,435	95.1%	133.0%	9,489	90.2%	119.9%	1,469	114.1%
レンタル店用	330	6.3%	135.2%	66	4.8%	48.1%	22	29.3%		2,231	4.9%	140.1%	1,014	9.6%	96.1%	530	207.8%
業務用	2	0.0%	ERR	1	0.0%	324.6%	0	ERR		30	0.1%	58.8%	13	0.1%	104.5%	2	ERR
ブルーレイ	5,231	26.3%	120.1%	1,382	22.3%	120.0%	153	71.5%		45,696	22.1%	133.2%	10,516	16.2%	117.1%	2,001	129.7%
合 計	19,899	100.0%	104.9%	6,187	100.0%	91.5%	1,130	89.0%		207,113	100.0%	99.9%	65,057	100.0%	95.0%	11,836	98.7%

◎今月の売上報告社数……31社（※前年同月の報告社数31社） 無回答社……1社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
 ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。
 ◎累計値には、1月～6月の数値として、2011年上半年調査の数字（統計調査報告書Vol.72）を用いている。
 ◎7月調査からUMDを調査の対象外としている。そのため、ビデオソフトの総売上についての前年同月比、前年同期比の算出の際には、当該期のUMDの実績を除いた数値を用いている。

日本経済の「いま」を
教えてください。




地域の未来づくりにも
役立てます。

平成24年
2月1日
(水)

経済センサス 活動調査

経済センサス - 活動調査は、暮らしや地域などをより良くするために、
あなたのお店、あなたの会社についてお伺いする大切な調査です。
正確な統計をつくるために、調査への回答をよろしくお願いします。

「経済の国勢調査」です。全国すべての企業・すべての事業所が対象です。
調査票は平成24年1月末日までにお届けします。2月1日以降に提出をお願いします。

■ この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。
■ 提出された内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には、絶対に使用しません。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村
http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm

経済センサス 検索

一般社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名(五十音順) 2011年12月1日現在

■ 正会員(32 社)

(株)アニプレックス
アミューズソフトエンタテインメント(株)
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)
エイベックス・マーケティング(株)
(株)エスピーオー
(株)NHK エンタープライズ
(株)角川書店
ギャガ(株)
キングレコード(株)
ジェネオン・ユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)
(株)小学館
(株)ショウゲート
松竹(株)
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント
(株)第一興商
TCエンタテインメント(株)
東映ビデオ(株)
東宝(株)
東宝東和(株)
(株)東北新社
20世紀フォックス
ホームエンターテイメントジャパン(株)
日活(株)
(株)バップ
(株)ハピネット
パラマウント ジャパン(株)
バンダイビジュアル(株)
ビクターエンタテインメント(株)
(株)ポニーキャニオン
(株)メディアファクトリー
ユニバーサルミュージック(同)
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

■ 協賛会員(21 社)

(株)一丸堂印刷所
(株)IMAGICA
カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)
(株)キュー・テック
(株)金羊社
(株)ケンメディア
(株)シーエスロジネット
(株)ジャパン・ディストリビューション
システム
(株)星光堂
ソニー PCL (株)
大日本印刷(株)
(株)東京現像所
東芝デジタルフロンティア(株)
東洋レコーディング(株)
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
日本出版販売(株)
日本レコードセンター(株)
ビクタークリエイティブメディア(株)
(株)富士フイルムメディアクレスト
(株)ムービーマネジメントカンパニー
メモリーテック(株)